

第二種特定鳥獣管理計画の策定について

1 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項に基づき、生息数が著しく増加している鳥獣による農林業被害防止のため、都道府県知事が策定するものである。

本県では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカモシカに係る特定計画を策定しているが、いずれも令和3年度末で期間満了となるため、次期計画を策定する必要がある。

2 特定計画の概要

- ① 計画期間
- ② 管理が行われるべき区域
- ③ 管理目標
- ④ 目標を達成するための対策
- ⑤ 計画の実施体制
- ⑥ 計画の評価
- ⑦ その他管理のために必要な事項

3 次期計画の検討項目等の概要

項目	現行計画	次期計画
1 計画の期間	計画期間 ・H29.4.1～R4.3.31(5ヶ年)	計画期間 ・R4.4.1～R9.3.31(5ヶ年)
2 管理が行われるべき区域	ニホンジカ： 9市町村 イノシシ： 14市町村 ニホンザル： 10市町村 カモシカ： 9市町村	⇒市町村別の生息状況や被害状況を踏まえ対象地域及び地域区分を検討
3 管理目標	個体数及び農林業被害の減少等	⇒市町村別の生息状況や被害状況を踏まえ、具体的な管理目標や対策等を検討
4 目標を達成するための対策	4獣共通 電気柵等の防除対策の徹底	
	ニホンジカ イノシシ 狩猟期間延長（11/15～3/15） 指定管理鳥獣捕獲等事業	
5 計画の実施体制	県及び市町村の役割	
6 計画の評価	毎年、モニタリング結果に基づき翌年の対策を検討	
7 その他管理のために必要な事項	関係機関との連携、情報収集等	

※次期計画は環境省の「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン」の内容を踏まえたものとする。

4 今後のスケジュール（案）

令和3年 5月 環境審議会諮問（文書諮問）（31日）

（同日 自然環境保全部会へ付託）

7月 自然環境保全部会（第1回）（20日）

9月 特定鳥獣保護管理検討会※（第1回）（3日）

11月 特定鳥獣保護管理検討会（第2回）（10日）

12月 自然環境保全部会（第2回）（17日）

令和4年 1月 パブリックコメント実施、隣接県協議、利害関係者意見聴取

2月 特定鳥獣保護管理検討会（第3回）

自然環境保全部会（第3回）

環境審議会答申（文書答申）

3月 計画公表及び環境大臣報告

※第二種特定鳥獣管理計画について、科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、特定鳥獣の保護管理計画の策定及び同計画の実施方法等についての検討、評価等を行うもの。
学識経験者、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等から構成される。

（参考）現行計画の概要

項目	ニホンジカ	イノシシ	ニホンザル	カモシカ
対象区域	9市町村 豊橋市、岡崎市、 豊川市、豊田市、 蒲郡市、新城市、 設楽町、東栄町、 豊根村	14市町村 豊橋市、岡崎市、 瀬戸市、春日井市、 豊川市、豊田市、 蒲郡市、犬山市、 新城市、田原市、 幸田町、設楽町、 東栄町、豊根村	10市町村 豊橋市、岡崎市、 瀬戸市、豊川市、 豊田市、蒲郡市、 新城市、設楽町、 東栄町、豊根村	9市町村 豊橋市、岡崎市、 瀬戸市、豊川市、 豊田市、新城市、 設楽町、東栄町、 豊根村
推定生息数(2015)	22,280頭 (階層ベイズ法)	推定せず	39群 (アンケート調査)	1,874頭 (現地調査)
捕獲目標数	約5,000頭/年	約10,000頭/年	数値目標なし (加害群を選択的に捕獲)	加害個体又はその可能性の高い個体を選択捕獲
	毎年、捕獲状況等を踏まえ順応的に設定			